

令和8年第2回宝塚市議会定例会提出議案

- 報告第 2 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告第 3 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第 47 号 令和8年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）（別冊）
- 議案第 48 号 令和8年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）（別冊）
- 議案第 49 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50 号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 51 号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52 号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 54 号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 55 号 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56 号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 57 号 和解することについて
- 議案第 58 号 損害賠償の額の決定について
- 議案第 59 号 宝塚市自治功労者の認定について
- 議案第 60 号 宝塚市自治功労者の認定について
- 議案第 61 号 宝塚市農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

報告第2号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第7号

専 決 処 分 書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年（2026年）3月31日

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第21号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条中「、第77条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第77条の7第1項の申告書、」を削る。

第26条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第77条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第77条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第77条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第77条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第

4項を削る。

第77条の4から第77条の9までを削る。

第78条（見出しを含む。）、第79条（見出しを含む。）、第80条の見出し並びに同条第1項及び第2項、第81条の2（見出しを含む。）並びに第81条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第83条の見出し、第85条（見出しを含む。）並びに第85条の2の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条第2項中「第77条第3項ただし書」を「第77条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第6条の6第1項及び第6条の9中「、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4」を「並びに附則第4条の3第2項、第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の4」に改める。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、第6条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条

第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第27項を同条第16項とし、同条第28項を同条第17項とする。

附則第9条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第14条の3から第14条の7までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条の4第3項第2号及び附則第15条の5第3項第2号中「、附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項」に改める。

附則第16条第3項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号、第18条第2項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項」に改める。

附則第19条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宝塚市市税条例（以下「新条例」という。）

の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適

用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

6 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（宝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 宝塚市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第8号

専 決 処 分 書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年（2026年）3月31日

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第22号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条

第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第19項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の宝塚市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第9号

専 決 処 分 書

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年（2026年）3月31日

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第23号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30

項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が法施行令第56条の88の2第4項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、同項に規定する額とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第5条第1号中「第5条の4」の次に「、第7条の6」を加える。

第7条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第7条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

第11条中「並びに第2条第4項本文」を「、第2条第4項本文」に改め、「第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)」の次に「並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号キからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第4項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)」を加え、同条第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均

等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

第11条第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

第11条第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等

割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第11条の2に次の2項を加える。

5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第7条の4に定める額から、650円を減額して得た額とする。

6 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

(2) 前条第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

(3) 前条第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

第11条の3の見出し中「及び均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した各

年度の18歳以上被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額第11条の4中「第11条の4」を「第11条の5」に改め、同条を第11条の5とする。

第11条の3の次に次の1条を加える。

（18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額）

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第2項、第3項及び第5項から第12項までの規定中「及び第6条」を「、第6条及び第7条の3」に改める。

附則第13項中「第2条第2項から第4項まで」を「第2条第2項から第5項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 49 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表教育委員会の部宝塚市教育環境審議会の項を次のように改める。

宝塚市教育環境審議会	市立小学校、市立中学校並びに市立及び私立の幼稚園その他の就学前教育施設に係る教育環境の整備についての調査、審議に関する事務	14 人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 4 人以内 児童又は生徒の保護者の代表者 2 人 学校長 2 人 幼稚園長 1 人 保育所長 1 人 市内の公共的団体の代表者 2 人 公募による市民 2 人
------------	---	---------------------------	---

第 1 条の表教育委員会の部宝塚市幼稚園教育審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第35条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「及び第37条の3の3第1項」を「並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第37条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第37条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第52条の2に規定

する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)

又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第37条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第58条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第62条第1項中「同月28日まで」を「同月26日まで」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和

12年」に改める。

附則第6条の4中「又は第19条第1項」を「、第18条の3第1項又は第19条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中第17項を第25項とし、第10項から第16項までを8項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の8項を加える。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

附則第9条の2に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第16条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時にお

いて地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（2） 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条の2第1項ただし書、第37条の3の2及び第37条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第6条の3第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和9年1月1日

(2) 第58条及び第62条第1項の改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定 令和9年4月1日

(3) 第35条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第4項及び第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の宝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の3第1項及び第2項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の宝塚市市税条例第37

条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 附則第1号第4号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第6項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲

渡について適用する。

- 6 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 7 新条例第58条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 8 新条例第62条第1項の規定は、令和9年4月1日以後に課する固定資産税について適用し、同日前に課された固定資産税については、なお従前の例による。

- 9 新条例附則第9条の2第10項から第17項までの規定は、令和8年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。）附則第15条24項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 10 新条例附則第9条の2第26項の規定は、令和8年4月1日以後に新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課する令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 5 1 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和 33 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「同月 28 日まで」を「同月 26 日まで」に改める。

附則第 20 項を附則第 21 項とし、附則第 19 項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 12 項から第 14 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に、「附則第 14 項から第 16 項まで」を「附則第 15 項から第 17 項まで」に、「附則第 15 項」を「附則第 16 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項の前の見出しを削り、同項を附則第 18 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 16 項を附則第 17 項とし、附則第 15 項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項の前の見出しを削り、同項を附則第 15 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項の前の見出しを削り、同項を附則第 9 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を

付する。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、令和9年4月1日以後に課する都市計画税について適用し、同日前に課された都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第7項の規定は、令和8年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課する令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 5 2 号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2 0 2 6 年）5 月 2 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 2 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 の 8」を「第 243 条の 2 の 9」に改める。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

（宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和 58 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

議案第54号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号及び第4号中「6歳」を「9歳」に改める。

第2条第1項第3号中「及び小児」を削り、同項4号中「高校生等」を「小児及び高校生等」に改め、同条第2項第2号中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改め、同条第3項中「、第5条の4の2」を削る。

第4条第1項を削り、同条第2項中「被保険者等負担額から」を「当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者（医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。）が負担すべき額を控除した額（以下「被保険者等負担額」という。）から更に」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2条第1項第2号に規定する者並びに第2条第1項第3号及び第4号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。）に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、被保険者等負担額の範囲内で行う。

第4条第9項中「第2項から第7項まで（」を「第1項から第9項まで（第3項及び」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項第1号中「第1項各号」を「次のアからウまで」に改め、「（同項第3号に掲げる対象者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に係るものに限る。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 第2条第1項第2号に規定する者

イ 第2条第1項第3号及び第4号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。）

ウ 第2条第1項第3号及び第4号に規定する者（入院の医療が行われた者（その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。）に限る。）

第4条第7項第2号中「第2項」を「第1項」に改め、「前項まで（）」の次に「第3項及び」を加え、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同項の前に次の2項を加える。

5 第2条第1項第3号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。）に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、200円（被保険者等負担額が200円に満たない場合にあっては、その額）を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

6 第2条第1項第4号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。）に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、400円（被保険者等負担額が400円に満たない場合にあっては、その額）を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

第6条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年7月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和9年7月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 55 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例

宝塚市立地域児童育成会条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「8,000 円」を「12,000 円」に改め、同項第 1 号中「9,600 円」を「14,000 円」に改め、同項第 2 号中「10,400 円」を「15,000 円」に改め、同項第 3 号中「11,200 円」を「16,000 円」に改める。

第 9 条第 2 項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

児童の属する世帯の階層区分等	児童の区分	減額又は免除
前年度分市民税の所得割の額（世帯構成員中 2 人以上の所得がある場合については、所得割の額の合計額とする。以下この表において同じ。）が 23 万 5,000 円以上の世帯	2 番目の児童	育成料の 2 分の 1 に相当する額の減額
	3 番目以降の児童	免除
前年度分市民税の所得割の額が 9 万円以上 23 万 5,000 円未満の世帯	1 番目の児童	育成料の 4 分の 1 に相当する額の減額
	2 番目の児童	育成料の 8 分の 5 に相当する額の減額
	3 番目以降の児童	免除

前年度分市民税の所得割の額が9万円未満の世帯	1番目の児童	育成料の2分の1に相当する額の減額
	2番目の児童	育成料の4分の3に相当する額の減額
	3番目以降の児童	免除
前年度分市民税の所得割が非課税の世帯	全ての児童	免除
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	全ての児童	免除
上記に定めるもののほか、規則で定める世帯	その都度市長が認める児童	その都度市長が定める額の減額又は免除

備考

- この表において「1番目の児童」とは、同一世帯で1人の児童が育成会に入所しているときの当該児童又は同一世帯で2人以上の児童が育成会（第1条に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設で、宝塚市以外のものが設置したもののうち市長が認めるものを含む。以下この表において同じ。）に入所しているときの最年長の児童をいう。
- この表において「2番目の児童」とは、同一世帯で2人以上の児童が育成会に入所しているときの2番目に年長の児童をいう。
- この表において「3番目以降の児童」とは、同一世帯で3人以上の児童が育成会に入所しているときの当該児童（最年長の児童及び2番目に年長の児童を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の第8条第2項、第9条及び別表第2の規定は、令和9年4月以後の月分の育成料について適用し、同月前の月分の育成料については、なお従前の例による。

議案第 56 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 9 宝塚山手台地区地区整備計画区域の部(カ)の項中

「

建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分の道路境界線（水路がある場合には、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する a 及び b の部分以外の部分の道路境界線（水路がある場合には、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分の道路境界線（水路がある場合には、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する a 及び b の部分以外の部分の道路境界線（水路がある場合には、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から道路境界線（水路がある場合には、その水路との境界線）までの距離
---	---	---	---	--

」

を

「

建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分以外の部分（計画図に表示する b の部分を除く。）の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分以外の部分（計画図に表示する f の部分を除く。）の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する f の部分を除く部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離
--	---	--	---	---

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

和解することについて

次のとおり損害賠償請求事件に関し和解をしようするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、損害賠償請求事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 神戸地方裁判所伊丹支部令和 7 年（ワ）第 183 号損害賠償請求事件

2 当事者 原告 [REDACTED]

[REDACTED]

同法定代理人親権者 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

[REDACTED]

同法定代理人親権者 [REDACTED]

同法定代理人親権者 [REDACTED]

補助参加人 宝塚市東洋町 1 番 1 号

宝塚市

代表者 宝塚市長 森 臨太郎

3 和解の要旨

(1) 被告及び補助参加人は、原告に対し、本件解決金として、連帯して金 100 万円の支払義務があることを認める。

(2) 補助参加人は原告に対し、前項の金員を、本和解成立後速やかに、原告指定の口座宛に振込送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は補助参加人の負担とする。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。ただし、本件事故と相当因果関係のある後遺障害が発生した際の損害に関する賠償請求を除く。

(4) 当事者らは、原告と被告の間、原告と補助参加人の間、及び被告と補助参加人の間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、将来、原告に、本件事故と相当因果関係のある後遺障

害が発生したときは、原告と補助参加人は、原告のかかる後遺障害に関する損害について、別途協議するものとする。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第60号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 岡 本 直 也

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第61号

宝塚市農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて

宝塚市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市農業委員会の委員に任命しようとする者

氏名	住所	備考
今里善直	■■■■■■■■■■	
金岡保恵	■■■■■■■■■■	
阪上勝弥	■■■■■■■■■■	認定農業者
阪上栄仁	■■■■■■■■■■	
田川千恵	■■■■■■■■■■	認定農業者に準ずる者
中西健二	■■■■■■■■■■	認定農業者
平塚茂樹	■■■■■■■■■■	
福田俊治	■■■■■■■■■■	認定農業者に準ずる者
船岡知恵美	■■■■■■■■■■	
三坂友章	■■■■■■■■■■	利害関係を有しない者
南豊	■■■■■■■■■■	認定農業者に準ずる者
南上田有美	■■■■■■■■■■	
安庭定幸	■■■■■■■■■■	

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和8年12月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 萩 野 雅 憲

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。